

六月定例町議会

補正予算など可決

六月定例会は去る六月十七日招集され六月二十一日までの五日間の会期で行なわれ、提出された議案は十三件であり、簡単に内容の説明と結果についてご報告いたします。

六月定例会より

議案第一号 新潟県町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の増加及び規約変更について
増加する団体は三団体であり、問題は規約の変更であった。現行は常勤の特別職も一般職員も負担率が千分の七十であった。それが全国的に見て新潟県の町村の特別職が低くという理由で一般職は据置きで特別職だけを千分の百二十に引上げることが変更の主旨であり、当町議会は充分なる調査、研究が必要として継続審議として、この度結論は出ませんでした。

議案第二号 新潟県交通災害
共済組合の設立について
交通災害が激増している現況に鑑み新潟県の住民が、交通事故による被害を受けた場合、相互救済の形で見舞金を出して生活の安定と福祉の増進を目的に新設しようというものであります。この議案についても町議会は、主旨の徹底と申込等についても検討すべくであるとして、継続審議としました。

議案第三号 与板町使用料徴収条例の一部を改正する条例制定について
既制条例の中に「胎盤処置料一件につき二百円」を加えたものであり原案通り可決しました。

議案第四号 与板町露店市場管理条制定について
この条例は県下の各市町村ともに制定して祭り、季節的に盛り場となるところを町が管理し、紛争を起さず住民が安心して楽しめるようにすることを目的に提案されたもので、原案通り可決しました。

議案第五号 与板町水道事業企業職員の旅費に関する条例制定について
企業職員の旅費の種類の及基準に関する条例制定についてこの二つの条例は、ご承知のように本年四月一日から公営企業として発足したもので新たに与板町条例と同様なものを設けると言うことであり、原案通り可決しました。

議案第六号 与板町水道事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例制定について
この二つの条例は、ご承知のように本年四月一日から公営企業として発足したもので新たに与板町条例と同様なものを設けると言うことであり、原案通り可決しました。

議案第七号 与板町報酬額、費用弁償額及び旅費額並びにその支給方法に関する条例制定について
この度の参議院議員選挙に伴い投票管理者及び立合人等

議案第八号 町道路線変更の日額を国の基準が引上げられて国より納入されるのでその分を引上げたものであり、原案通り可決しました。

議案第九号 昭和四十三年度与板町一般会計才入出予算算の補正について
1. 船戸、安永線のうち船戸の舗装の工事請負費と関連経費、二百二十二万二千円
2. 小河川、排水路改良工事請負費、五十万円
3. 公共災害復旧事業債の繰上償還(交付税で全額補てん) 百九十七万二千円
4. 前年度繰上充用金当初予算九百万円が七百八十八万三千円に決定△百八十一万七千円
5. その他 八十五万二千円
以上原案通り可決しました。

議案第十号 昭和四十三年度

議案第十一号 昭和四十三年度与板町水道事業企業会計予算の補正について
浄水場内の修理費及び人夫賃等の増額によるもので総額六十六万円であり止むを得ないものと認めて原案通り可決しました。

議案第十二号 組合を組織する、地方公共団体の数の減少及び組合規約を改正することについて
町村合併により減少した団体と名称の変更及び法律の改正に伴って規約の改正がなされたもので原案通り可決しました。

以上六月定例会の内容の説明と結果です。

災害に備えて 家庭に準備すべきもの

- 今年もまた水害の時期となりました。水害といわず、あらゆる災害に対して、その時の準備をしておくことも、心のなごみをおくことも、大切なことだと思っても準備は必要です。
- 一、照明用具、ヒモをつけた懐中電灯、ロウソク、マッチ、ライター
 - 二、大工道具、金ツチ、ノコギリ、ペンチ、クギ、ロイブ、針金、板切れ、竹ざお、ナイフ
 - 三、食料、飲み水、水筒、パン類、缶詰
 - 四、応急医薬品、マキエロ、リパノール、メンソレータム、脱脂綿、繻帯、バンソウ膏
 - 五、容器類、風呂敷、リュック、ビニール袋
 - 六、情報手段、鉛筆、トランジスターラジオ、目ざまし時計
 - 七、その他
ヘルメット・ズキン・座布団・貴重品類
以上のようなものをひとまとめに、家族の誰れもがわかる位置におくようにして下さい。
- なお、災害時には服装は身軽に、避難は冷静に、行動は敏速に、年寄り、子供は早目に避難するようにして下さい。

やさしい議会知識 (2)

問 与板町議会の議員の定数について

答 地方自治法には人口の段階により定数が規定されており与板町は5000人～10,000人の段階で22人が定数であります。昭和42年3月の定例会で議会の議員の定数を減少する条例が議決され同年8月の一般選挙から18人に減少したものです。

問 与板町議会の委員会について

答 与板町議会常任委員会条例に基づいて総務文教、社会土木、産業衛生の各常任委員会があり各六人で構成されております。別特委員会は黒川改修、関越道路促進の2委員会があり、各8名で構成されております。そして委員会は委員長が招集することになっています。

問 議会の招集は誰がするのですか

答 議会の招集は市町村長でなければ招集する権限はありません。しかし議員の定数の四分の一以上の者から会議に付議する事件を示して臨時会を開くことの請求があれば、長は招集しなければならぬ義務が生じます。

問 議会と長と、どちらが優位ですか

答 わが国の国会は議員内閣型である英国の組織をとっており、国会で内閣を組織して行政の執行に当たりますが、地方議会は大統領型をとり、米国のように議員も市町村長も共にこの点互いに優りなで住民から直接選挙されます。国会と地方とははたいへん互いに優りなで、互いにその権限を侵すもの相互にその権限を侵すもの相互に進み進みます。

便利な交通違反のあと始末 交通反則通告制度

七月一日からスタート

交通反則通告制度が七月一日よりスタートしました。この制度は、年間五百万人以上のぼろ交通違反者を、普通の裁判手続によらないで、簡単にしかも早く処理して国民の利便をはかり、交通安全に役立つこととを目的として定められたもので、迄の交通違反処理方法にかわるまったく新しい制度です。したがって、ドライバーの皆さんが、この制度の内容を十分に知り、理解を深めていただくことが大切であると思っております。そこで、この手続などについて簡単に解説してみよう。

なぜ交通チケット制が必要なのか

ここ数年、わが国の自動車や原動機付自転車の台数は急激に増加し、昭和四十一年末ではその台数の合計は、約千八百万台、運転免許を受けている者は、約二千二百八十万人に達しております。一方このような情勢による交通量の急増に対して、道路や信号機などの交通安全施設整備が追いつかないため、交通の安全と円滑を確保する上から、スピード制限や駐車禁止などの交通規制が強化されつつあるのが現状です。このような交通事情の下にあって、交通違反者も日を追って増加し、昭和三十五年には約二百八十万名であったものが昭和四十年には、実に五百万人に達しております。このため今迄違反処理は交通符制度による警察署、検察庁、裁判所の三者による即日処理方法がとられていたものが急増する違反者のためを要し相当な不便な結果をも

この制度のしくみ

次の三つの方法を定めています。

- ①違反の現場で告知→反則金仮納付→便利で手軽な方法
- ②交通反則センターで告知→反則金納付→告知に不服のとき
- ③裁判手続き→通告に納得できないとき

反則行為の種類	車両等の種類				反則行為の種類	車両等の種類			
	大型車	普通車	二輪車	原付車		大型車	普通車	二輪車	原付車
速度超過	20以上25未満	10	8	6	5	追いつかれた車両の義務違反	4	3	2
	15以上20未満	8	6	5	4	割り込み等	4	3	2
	15未満	6	5	4	3	右・左折合図車妨害	4	3	2
信号無視	止まれ	6	5	4	3	交差点優先妨害等	4	3	2
	点減	5	4	3	2	緊急車妨害等	4	3	2
通行禁止制限違反	5	4	3	2	駐停車違反	4	3	1	
通行区分違反	6	5	4	3	前照燈等	4	3	2	
法定横断等禁止違反	5	4	3	2	無灯火	3	2	1	
追越し違反	6	5	4	3	減光等義務違反	4	3	2	
路面電車後方不停止等	5	4	3	2	合図不履行	4	3	2	
踏切不停止等	6	5	4	3	警告器吹鳴義務違反	3	2	1	
しゃ断踏切立入	8	6	5	4	乗車積載方法違反	4	3	2	
優先道路通行車妨害等	5	4	3	2	定員外乗車	4	3	2	
横断歩行者妨害等	6	5	4	3	けん引違反	4	3	2	
除行場所違反	5	4	3	2	装置不良	4	3	2	
指定場所一時不停止	5	4	3	2	泥はね運転	4	3	2	
積載重量超過	10割以上	8	6	5	4	転落防止措置義務違反	4	3	2
	5割以上10割未満	6	5	4	3	停止措置義務違反	4	3	2
積載容量超過	5割未満	5	4	3	2	公安委員会遵守事項違反	4	3	2
	5割以上	5	4	3	2	高速通行路通行車妨害	4	3	2
整備不良	制動装置等	6	5	4	3	高速通行路緊急車妨害	4	3	2
	尾燈等	5	4	3	2	最低速度違反	4	3	2
安全運転義務違反	6	5	4	3	仮免許運転違反	4	3	2	
幼児等通行妨害	5	4	3	2	保管場所法駐車違反	4	3	1	
安全地帯徐行違反	5	4	3	2	軌道敷内違反	3	2	1	
高速通行路横断等禁止違反	6	5	4	3	右横断方法違反	3	2	1	
免許条件違反	5	4	3	2	右・左折方法違反	3	2	1	
(通行区分) 通行帯違反	(追越方法)	4	3	2	警告器使用制限違反	1	1	1	
	(高速通行路通行区分)	4	3	2	制限外許可条件違反	3	2	1	
右横断合図車妨害	4	3	2	原付けん引違反	1	1	1		
指定横断等禁止違反	4	3	2	運行記録計不備	3	2	1		
車間距離不保持	4	3	2	免許証不携帯	1	1	1		

(註) 大型車とは大型自動車、大型特殊自動車、トローバスおよび路面電車、普通車とは普通自動車および軽自動車、二輪車とは自動二輪車、原付車とは小型特殊自動車および原動機付自転車という。

反則金の納付手続き

反則金は銀行か郵便局へ現金で納める。代理人でも納められます。

反則金の納付には次の三つの方法があります。

- ①仮納付
告知の現場で反則切符と納付書を渡された日から八日以内に納める。仮納付されたときは告知センターの掲示板上に公示されます。仮納付は時間の無駄がなくいちばん便利な方法です。
- ②通告センターに向いて通告を受けたときの納付
仮納付をしなかつたときは指定された日時に通告センターに出向くことになり、通告官が事情を聞いたのち通告切符と納付書を渡します。通告官から通告切符を受けた日から十一日以内に納めます。
- ③郵送で通告を受けたときの納付
仮納付もしない通告センターにも出向かないときは、通告切符と納付書を郵送します。通告切符と納付書が到着した日から十一日以内に反則金と送付費用を合わせて納めます。これで手続きが終わりです。

反則金は何に使われるか

反則金は交通安全対策費として県や市町村に還元され有効に使われます。

長岡市西千手町長岡警察署わき交通反則金センター(長岡市西千手町長岡警察署わき交通反則金センター)

伝染病と予防接種

伝染病の流行期をむかえ早くも、鹿児島県が二十日に日本脳炎の汚染地区に指定されたが、伝染病の中にも予防接種によつて、その発病の防げられるものが数多くあります。そこで伝染病と予防接種について国立予防衛生研究所の意見を参考に話して見ましよう。

六月二十四日、新潟県に昨年より十日以上も早く、日本脳炎患者第一号が発生、全国ではすでに三十人近くの患者が発生し、そのうち十人近くの人々が死亡しています。

この日本脳炎は、コガタカイエカによつて媒介されるものだが、この蚊にさされること、抵抗力の弱い子供と年寄りが発病しやすい。一昨年全日本で二千人以上の患者が出た

が、そのうち約五分の一が赤ちゃんから中学生までの子供であり、同じおとなでも、その時の調子により、徹夜したあととか、過労のときなどに神経が痛れているときなどは脳が弱つていて発病しやすいといふことので、特に夏は寝不足気味だし、子供は炎天下で遊びまわつていられる一層かゝりやすいといわれます。子供のうちでもヤンチャな年ごろの五才から七・八才が一番「危険な年齢」であります。

日本脳炎の患者は、昨年全日本で二十八人発生し、そのうち半数以上の六百五十九人が死亡しています。又新潟県内でも十七人が発病し、五人が死亡しています。三島郡内では出雲崎町で一人発生(死亡)しただけでしたが、厚生

省並びに県衛生部では、今年が三年周期の日本脳炎の流行年になることから、どうやら当り年になりそうだと警告を発しています。

しかしこの病気を防ぐのは予防接種をするか、蚊にさされないようにするほか手があるまい。

※小児マヒ
五・六年前まで小さな子供をもつ親にとつて、一番心配された小児マヒが、ほとんど影をひそめていきました。それも昭和三十六年から始められた生ワクチンの投与によることろが大きいと考えられます。ところが最近、生ワクチン投与を受ける人が、目立つて減つて来ています。生ワクチンの投与がはじめて行われた昭和三十六年には全国で九十%以上の投与率を示していたのが、昭和四十一年には八十%以下に下つています。与板町でも当初ほとんど百%だつ

たものが、四十一年度には九十五%と下つています。又投与を受けたものの中でも、三回も案内してようやく受けているものが居るほどであり、これは小児マヒの患者がほとんど発生していないためだと思われ、小児マヒのウイルスが全くなくなつたわけではなく、流行のおそれも多分にあるので、必ず規定の投与は受けて下さい。

※破傷風
今年から破傷風と百日せきジフテリアの予防接種を三種混ぜて実施しているところがふえています。今はまだ、やりたくないものは受けなくても良いことになつてい。しかし破傷風は十人のうち五人から八人は死ぬといふ怖い病気です。日本でも毎年四百人以上が、この病気で死んでいるので、来年からはいやおうなしに、皆んなが受けなければならぬ法律で

きめられるようであり、その反対に腸・パラチフスの予防接種はやらなくても良くなりそうです。

破傷風は、土の中ならどこにでもいる菌で、ほんの少しの傷でもかゝります。ことに暖かいところだと、菌が活動するので、夏はケガをするチャンスと、菌の活動との両面から危険は多いといふことになりそうです。

※赤痢
赤痢といえは伝染病の代名詞のように思われているこの病気も、現在では、残念ながら予防接種による予防は不可能であります。

これを防ぐには赤痢菌を口から入れないことだけなので、便後、調理及び食事の前には必ず手洗いをし、食べ物飲み物には充分注意することが必要で、その他、時節柄健康で明るい毎日をおくつていただきたいと思ひます。

新設された自動車取得税

財得住の取得に課税されるため、7月1日から自動車取得税が新らしく設けられました。そこには民の皆様に御協力をいただくための税の概要についてお知らせします。

ア 課税するのは
県が課税します。

イ 誰に課税されるのか
新車・中古車を問わず自動車(軽四輪及び三輪も含まれます)の取得者に課税されます。又、所有権留保付売買契約(月賦・年賦等)により自動車を購入した買主は、直ちに取得者となりませんが自動車の使用収益を行ないますので、所有者とみなされ、購入の時に課税されます。

ウ 何を基準にいくら税金がかかるのか
自動車の取得価額をもとにして、その3/100が税金となります。この場合の取得価額は、無償でもらつた場合や、なにか特別の事情で安く買った場合等でも、通常の取引価額が取得価額とみなされ課税されます。 計算例
1. 設例
会社員甲は、68年型の乗用車(新車)を485,000円で購入しました。
2. 税額の計算
 $485,000 \text{円} \times \frac{3}{100} = 14,550$ となります

エ 免税点は
取得価額が10万円以下である場合は課税されません。

オ どのようにして納めるのか
陸運事務所に自動車の登録届出、変更の自動車取得税の収入、又、の一販手等の手続きをする時に、隣にある陸運事務所提出し、その際に税金を納めて下さい。販売会社から自動車を購入し、販売会社から届出等の手続きを販売会社で済ませる場合は、その際税金相当額を納付し、販売会社に委託され、この税の納付がスムーズにできます。

カ 申告しなかつた場合
自動車を取得したにもかかわらず、申告をしないと、調査により税額が徴収され、更に延滞金や加算金をとられ、この様なことがないようにして下さい。

キ 税金の用途
納められた税金の3/4が、各市町村道の延長や面積の割合によつて、市町村に交付され、道路の整備財源として使用されます。

ク くわしいことは
くわしいこと、不明の点は財務事務所や自動車税事務所へお問い合わせください。

民族資料展開催
大政奉還が行われ年号が明治に改められたのは、今から百年前慶応四年(一八六九)のことでした。与板も戊辰戦争の渦に巻き込まれ、騒然たるものと思ひます。

当時では、明治百年の記念事業の一つとして民族資料展覧会を開催したいと思ひます。郷里の先代の古い時代の生活実態がわかる貴重な資料をお持ちの方があると幸いです。

十一月の資料展には非出品していただきたくは思ひます。御参考までに物品名を書いた見本も結構です。教育委員会へ御連絡下さい。係りが参上し、話し合ひの上で借用の手続きを取りたい。

民族資料の品名(例)
一、農器具類 せんば(脱穀器)・唐箕・まんごく(米選器)・その他
二、鍛冶屋工具類 ぶいご・鎚・その他
三、生活用具 ながもち・千両箱・鏡箱・長火鉢・たばこ盆・硯箱……あんどん・燭台・手燭・ランブの色々・時計の色々・矢立・みぎつ・わらじ・つまがけ・薬ぐつ・ふかぐつ・しよろほうし・自在鉤
四、儀式用具 婚礼用かんざし・こらがい・くし・その他
五、その他 よろい・かぶと・太刀・槍・陣笠・馬具・機とその附属品・綿繰り機・紡績器・古い写真・地図・絵画など

みどりの大敵 アメリカカシロヒトリ

皆様の協力により第一回 手軽に防除出来ます。又高い防除は成功のうちに終りまし 棒の先に油布をつけて葉を焼



く事が効果的です。薬剤だけで、完全防除は望めませんが、自分の家の木についた虫は自分の家で防除して下さい。

三輪権平宛のもの(三)

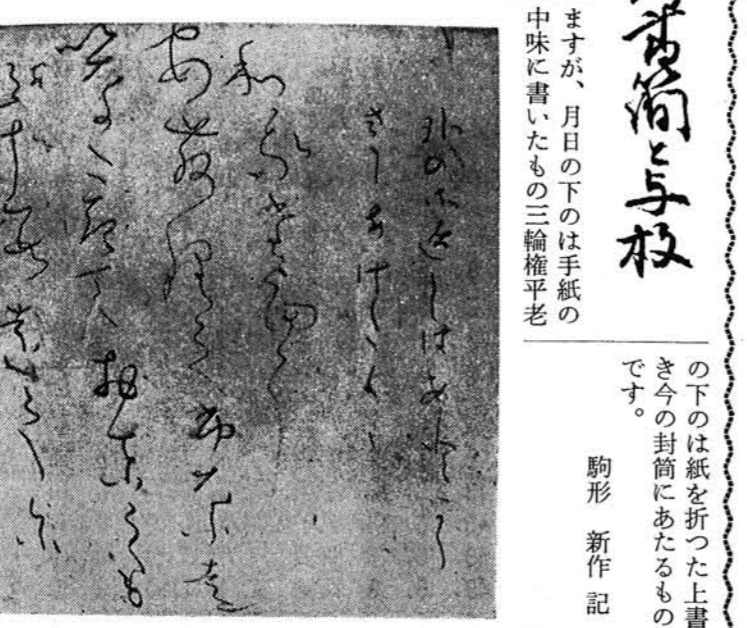
(一) 読み
外の御返しは、あとからさしあげたく候
わがためにあさりしふなをいたたきて、おとしもつけずをしにけるかも
十二月十日 良寛
三輪権平老 良寛

(二) 解説
「外の御返し」とは何か借ものをして、それを返すのはあとからいたしますという意味であることはよく分ります。

その次は和歌です。大意は申すまでもなく「私のために漁つて下さつた鮎をありがたくおいしく食べました。」という意味ですが、「いなたきて」は越後弁の頂くの意味。「おとしもつけず」は東郷先生も吉野先生もよく分らないといつておられます。そして多分僧侶の禁である動物性食餌を自分を肥しめる心の余猶もなく禁をおかしておいしく食べましたとの意味ではなからうかといつておられます。

これについて読者の中に御高見がありましたら承りたいと存じます。

なお良寛の文字が二つあり



の下の紙を折つた上書き今の封筒にあたるものです。
駒形 新作記

稲作のシメククリ 大事な水管理と落水期

稲の一生の中で最も水を必要とする時期は、出穂前の14日頃から出穂開花が終るまでの間で、これに次いで登熟期間中となる。普通は深々と水を張る程の必要もないが、幼穂形成期から穂孕期にかけて低温に合うと穂が小さくなつたり、白穂が出たり、稔実が悪くなつたりします。従つて梅雨明けに低温の来やすい本県の気象を考えると落水状態で穂孕期を過すのは危険であります。又湛水状態では、根ぐされが多くなり倒伏や稔実不良を起しやすいので、時々水を入れ替えてやる必要があります。出穂開花期以降は稲の登熟には通常土壌水分80%以上あれば良いので水を切らさないように間断灌水をやりながら落水期までもつて行く、とくにこの地帯で問題となるのは刈取期の田面の乾き具合だけを心配して中干し後そのまま、若しくは出穂期頃から既に溝を切つて排水したままになつている場合が多い。水を十分に飲めなかつた稲は収量、品質ともに劣るので、出穂後25~30日の間は乾きすぎないように、時々水をかけてやるのが正しい水管理であります。

